

令和元年第7回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和元年7月10日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第51号会議室

出席委員 14人

古城 義郎 (会長)
内田 浩明 (副会長)
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦
次長 藤井 浩一
書記 田中 雅之
書記 中山 敬二

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第37号 事業計画変更承認申請について
議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
議案第39号 荒尾市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の改正について
議案第40号 農業委員会事務実施状況の公告について
報告第15号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第16号 農地改良届けについて
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和元年第7回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（申請人）水野の個人

（土地の所在地）水野の畑、面積33㎡、現況畑 外3筆 合計245㎡

（転用目的）通路、倉庫 第1種農地、集落接続

現地ですが、すでに通路、倉庫として使用されている耕作されていない農地です。既存建物のためへの接道、倉庫の一部について転用となっています。給水はなく、雨水は自然浸透となっております。周りの農地への影響はありません。転用済みのため始末書添付となっております。以上です。

受付番号2

（申請人）増永の個人 外3名

（土地の所在地）大島の畑、面積19㎡、現況雑種地

（転用目的）貸駐車場 第3種農地、用途地域内の農地

現地ですが、転用箇所は以前通路として使用されていた箇所ですが、現在は駐車場の一部となっており、アスファルト舗装がしてあります。事業計画書をご覧ください。駐車場の一部ですが、農地と知らずに駐車場として利用していたということです。給水はなく、雨水は自然浸透となります。営農への影響はありません。すでに転用済みのため始末書添付となっております。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは受付番号1について担当委員は説明をお願いします。

委員 1番についてですが、申請人と測量士に立ち会っていただきました。すでに通路として使用されています。また、倉庫は40年ほど前に建てたものです。申請人の孫が自宅を建て替えるとのことで、隣接の道路が無いということが分かり、今回の手続きを行うことになりました。転用に関しては、問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。それでは受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 2番についてですが、行政書士と現地立会いをしました。以前通路として使用されていましたが、転用されていませんでした。所有者が亡くなり遺産相続のために調べているときに転用していないことに気付いたということです。転用することに関しては、近隣に農地がありませんので、問題無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。いでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」**

許可申請についてです。

6件です。

受付番号1

(譲渡人) 福岡県小郡市の個人

(譲受人) 福岡県久留米市の不動産業の法人

(土地の所在地) 日の出町の田 面積 464 m²、現況畑

(転用目的) 建売住宅、第3種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、申請地は耕作されていない保全状況の農地で、周りは住宅地となっております。事業計画書をご覧ください。建売住宅2棟です。給水については上水道を利用、生活雑排水については、公共下水道を利用し、雨水は自然浸透する計画です。営農に影響はありません。以上です。

受付番号2

(譲渡人) 福岡県大牟田市の個人 外1名

(譲受人) 福岡県大牟田市の太陽光発電事業の法人

(土地の所在地) 本井手の田、面積 1,454 m²、現況田、

(転用目的) 太陽光発電施設、第3種農地、用途市域内の農地

現地の状況ですが、周りは住宅地があり、申請農地は荒れており耕作されておられません。事業計画書をご覧ください。太陽光発電事業の計画で、給水はなく、雨水は自然浸透する計画で、近隣農地への影響はありません。以上です。

受付番号3

(譲渡人) 平山の個人

(譲受人) 東屋形一丁目の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 420 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第2種農地、集落接続

現地の状況ですが、耕作されていない保全状態の農地です。事業計画書をご覧ください。個人住宅で、給水は上水道を利用、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は集水枡を設置し地下浸透により処理します。近隣の農地への営農に支障はありません。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 熊本市北区の不動産業の法人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 624 m²、現況畑

(転用目的) 貸資材置場、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、住宅街の中にある耕作されていない農地です。事業計画書をご覧ください。資材置場を作り、資材供給の拠点とされます。給水は無く雨水は自然浸透させます。周囲に側壁を設けて土砂の流出を防ぎます。近隣の農地への営農に支障はありません。以上です。

受付番号 5

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 熊本市北区の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 991 m²、現況畑

(転用目的) 共同住宅、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、住宅街の中にある耕作されていない農地です。事業計画書をご覧ください。共同住宅の 3 階建て 1 棟です。給水は上水道を利用、生活雑排水は公共下水道に接続、雨水は自然浸透させます。近隣の農地への営農に支障はありません。以上です。

受付番号 6

(譲渡人) 川登の個人

(譲受人) 熊本市北区の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 165 m²、現況畑

(転用目的) 貸駐車場、第 3 種農地、用途地域内の農地

現地の状況ですが、住宅街の中にある耕作されていない農地です。事業計画書をご覧ください。工事車両の供給の拠点となる駐車場です。給水は無く、排水は雨水のみで自然浸透させます。近隣の農地への営農に支障はありません。受付番号 5 と同じ申請者ですが、共同住宅の駐車場としても利用されるのか確認したところ、共同住宅には専用の駐車場があり、こちらの駐車場は工事用の車両のみで利用するという事です。以上です。

以上、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。受付番号1について担当委員は続けて説明をお願いします。

委員 1番ですが、住宅地に囲われた農地です。近隣に他の農地はないということで問題無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、写真では荒れた農地になっておりますが、私が現地確認したときには、草刈をされ、きれいにされておりました。南側に住宅がありますが、土地の北側に寄せて太陽光発電施設を設置されるということで、問題は無いです。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、家を建てるにあたり大規模な造成はせず、排水は合併浄化槽で処理し側溝に流すということで問題は無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問はありま

せんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4から6については一括して担当委員は説明をお願いします。

委員 4番から6番ですが、写真のとおり耕作されておらず、周りは住宅街となっております。問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 申請者の方の業種は何ですか。遠方の方が資材置場をされるということですが。

書記 建設業をされています。

議長 遠方から来て資材置場として利用されるのならば、荒れることのないように徹底管理ということでお伝えください。他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第37号 事業計画変更承認申請**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第37号 事業計画変更承認申請**についてです。

1 件です。

受付番号 1

(当初計画者) 長洲町の個人
(土地の所在地) 牛水の畑、面積 524 m²、現況畑
(転用目的) 一般住宅から貸農機具置場に変更、第 1 種農地 集落接続

現地の状況ですが、何も耕作されていない農地です。隣には住宅があり、東側には圃場整備された農地があります。当初は住宅の建設を予定されていましたが、この度農機具置場に変更されることとなりました。給水は無く、排水は雨水のみで自然浸透させます。周りの営農には影響ありません。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

事業計画変更承認申請については以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 現場を見てきました。農機具置場への変更をされるということですが、問題無いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして**議案第 38 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画**について、説明をお願いします。

事務局次長 **議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画**についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和元年 7 月 12 日の公告予定です。今回は 6 回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表です。左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定3年の田835㎡、再設定10年の田460㎡で、合計が1,295㎡です。今回の利用集積計画合計が1,295㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で150,523㎡となります。

1 件目

再設定です。

(借り人) 蔵満の個人

(貸し手) 蔵満の個人

(利用権を設定する土地) 蔵満の田、面積460㎡

利用目的は水稲、期間は令和元年8月1日から令和11年6月30日までの10年間、10aあたり60kg/年の物納による賃貸借となっております。

2 件目

新規設定です。

(借り人) 川登の個人

(貸し手) 熊本市東区の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積835㎡

利用目的は梨、期間は令和元年8月1日から令和4年12月31日までの3年5ヶ月、10,000円/年の賃貸借となっております。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 では**議案第38号**を終了したいと思います。では続きまして**議案第39号**、**荒尾市農地利利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の改正**について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第39号、荒尾市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の改正についてです。

別紙をご覧ください。組織改編により建設経済部より産業建設部に名称が変更になりました。要綱の建設経済部長としているところを産業建設部長と変更します。

荒尾市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の改正については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 では議案第39号を終了したいと思います。では続きまして議案第40号、農業委員会事務実施状況の公告について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第40号、農業委員会事務実施状況の公告についてです。

別紙をご覧ください。目標及び達成に向けた活動計画を毎年作成しております。内容につきましては、令和元年度の目標及び活動計画、農業委員会の状況、担い手の農地の集積・集約化、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、違反転用の適正な対応について目標を掲げ、平成30年度の目標達成の評価となります。

農業委員会事務実施状況の公告については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 では議案第40号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第15号から報告第16号について報告が行われた。

○第15号 農地法第3条の3第1項の届けについて 1件

○第16号 農地改良届けについて 1件

議長 はい、ありがとうございました。審議はありませんが、御意見、御質問受け付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡。

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

議長 それでは、これをもちまして令和元年第7回総会を終わります。

閉会：15時05分